住所　東京都港区芝浦２丁目14番19―502号
薛偕発　昭和56年８月１日生
住所　東京都北区西が丘３丁目５番１―1108号
劉凌宇　昭和51年４月30日生
住所　埼玉県飯能市仲町12番10号
魏碧萱　昭和37年10月８日生
住所　仙台市青葉区栗生２丁目４番地14
金酌華　昭和46年５月６日生
住所　仙台市青葉区土樋１丁目４番１号
姜初子　昭和17年５月17日生
住所　仙台市青葉区土樋１丁目４番１号
金璟華　昭和42年２月21日生

○財務省・経済産業省告示第三号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月九日付けで同項に規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第九条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十七日

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　大畠　章宏

一　指定金融機関の商号又は名称
株式会社日本政策投資銀行
二　指定金融機関の住所
東京都千代田区大手町一丁目九番一号
三　特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地
本店　東京都千代田区大手町一丁目九番一号
北海道支店　北海道札幌市中央区北三条西四丁目一番地
東北支店　宮城県仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
新潟支店　新潟県新潟市中央区東堀前通六番町千五十八番地一
北陸支店　石川県金沢市丸の内四番十二号
東海支店　愛知県名古屋市中区丸の内一丁目十七番十九号
関西支店　大阪府大阪市中央区今橋四丁目一番一号
中国支店　広島県広島市中区袋町五番二十五号
四国支店　香川県高松市亀井町五番地の一
九州支店　福岡県福岡市中央区天神二丁目十二番一号
南九州支店　鹿児島県鹿児島市東千石町一番三十八号

○厚生労働省告示第四百二十一号

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成十六年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

本文に次のただし書を加える。

ただし、特定活動の在留資格を有する者にあっては、平成二年法務省告示第百二十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づく同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動）第二十五号及び第二十六号に掲げる活動を行う者を除く。

○国土交通省告示第千四百九十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮城県黒川郡大衡村大字奥田字五ヶ沢二二番二から同県黒川郡大衡村大字奥田字南沢一四番二まで	最大	六五	七四六
	最小	二五	
	後 最大	七一	
	後 最小	二五	

○国土交通省告示第千四百九十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線　宮城県黒川郡大衡村大字奥田字五ヶ沢二二番二から同県黒川郡大衡村大字奥田字南沢一四番二まで　平成二十二年十二月十八日十五時

○国土交通省告示第千四百九十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線　宇都宮市今里町字中丸一一二二番　平成二十二年十二月十八日十五時

○国土交通省告示第千四百九十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線　栃木県那須郡那須町大字豊原丙字調連原二〇九五番九から同県那須郡那須町大字豊原丙字笹塚二〇八二番一七まで　平成二十二年十二月十八日十五時

○国土交通省告示第千四百九十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
関越自動車道　本庄市今井字長興寺境内付八〇九番四九から同市今井字久城前八六四番二まで　平成二十二年十二月十七日十三時
新潟線　〃　埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字一本松西一五九番二から同県児玉郡上里町大字嘉美字一本松西一六八番二まで　〃

○国土交通省告示第千四百九十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
山陰自動車道　出雲市船津町字菅原一五五四番五から出雲市知井宮町字鳥取益田線　間谷一五九一番三まで　平成二十二年十二月十八日十五時